

議案第 57 号

財産の無償譲渡及び無償貸付について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡すること及び無償で貸し付けることについて、市議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 17 日提出

三次市長 福岡 誠志

1 無償譲渡財産

建物

名称	グループホームみらさか
所在地	三次市三良坂町灰塚 37 番地 12
構造	木造かわらぶき平家建
床面積	817.15 平方メートル

2 無償貸付財産

土地

所在地	三次市三良坂町灰塚字のぞみが丘 37 番 12 の一部 三次市三良坂町灰塚字のぞみが丘 37 番 18
地目	雑種地
貸付面積	4,423.84 平方メートル

3 無償譲渡及び無償貸付の目的

認知症高齢者グループホーム施設を譲渡及び用地を貸し付けることにより、

より質の高いサービスの継続的な提供と安定的な施設の管理運営を図ろうとするもの

4 無償譲渡及び無償貸付の相手方

三次市吉舎町吉舎606番地

社会福祉法人優輝福社会

理事長 熊原 保

5 無償譲渡日

令和5年4月1日

6 無償貸付の期間

令和5年4月1日から、令和25年3月31日まで又は認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業を終了する日までのいずれか早い日